

群馬大学情報学部防災対策委員会内規

令和3年4月1日 制定

(設 置)

第1条 群馬大学情報学部に、群馬大学情報学部防災対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災に関する基本計画の策定及び実施
- (2) 防災に関する諸規程の立案
- (3) 防災設備の改善, 強化
- (4) 防災上の調査, 研究, 企画
- (5) 職員の防災上の賞罰に関する調査
- (6) 防災思想の普及及び高揚
- (7) その他防災に関する根本的対策の審議

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
- (3) 教授会で選出された教員 4人
- (4) 事務長

2 学部長が必要と認めたときは、前項以外の者を委員に加えることができる。

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。